

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
総務部 税務課	10月31日	11月18日～ 1月20日	12月19日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

総務部税務課

指摘事項

【契約】

○予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの

契約名 令和5年度固定資産評価に係る標準宅地の時点修正業務委託

相手方：A

契約金額：412,500円（12,500円×30地点×1.1）

相手方：B

契約金額：151,250円（12,500円×11地点×1.1）

仕様書の認定伺の入札または見積に付する価格は、前者が405,900円（12,300円×30地点×1.1）、後者が148,830円（12,300円×11地点×1.1）となっているが、設定した価格を超えた見積額で相手方を決定し、契約を締結していた。

本来であれば、再度見積書を徴取する必要があったにもかかわらず、見積書を徴取していなかったため、今後は適正な事務執行をすること。